

ソーシャル・インパクト加速化事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

ソーシャル・インパクト加速化業務

2 事業の目的

ソーシャル・インパクト加速化事業では、首都圏等を中心に仙台・東北の社会起業家によるソーシャル・イノベーションの取り組みを広く発信することにより、首都圏等の副業・兼業・プロボノ人材等を巻き込んだ関係人口の増加を図る。また、東北のソーシャル・スタートアップ（以下、スタートアップ）とインパクト投資家をマッチングすることで、協業の創出やソーシャル・インパクトのスケールへつなげる。さらに、大学生を中心とした学生に対し、社会起業家への伴走を通して、学生の社会起業家精神を育み、エコシステム構築に向けた動きを促す。

本事業を通じて、本市を含む東北各地のソーシャル・イノベーションに資する社会起業家の更なる飛躍を目指すとともに、本市を中心とした社会起業家を連続的に輩出するエコシステム（生態系）の構築を目指す。

3 業務の内容

(1) 副業・兼業・プロボノ人材等とのマッチングの実施

仙台・東北で活動するスタートアップが抱える課題に対し、副業や兼業、プロボノ人材等が参画し、協働しながら課題解決を目指すプロジェクトを実施すること。また、対象となる東北で活動する起業家等を 5 者程度選抜し、採択者のニーズに合わせた支援をするとともに、副業や兼業、プロボノ人材等とマッチングさせること。

(2) インパクト投資家等とのマッチングイベントの開催

インパクト投資により、ソーシャル・インパクトの拡大を求める東北のスタートアップ等を 5 社程度選抜し、採択者のニーズに合わせた支援を実施すること。また、インパクト投資家やスタートアップ関心層を集めたマッチングイベントを首都圏等で 2 回程度開催すること。（企画、登壇者の確保、会場の確保及び支払い、広報・集客、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を含む）。

(3) 次世代起業家の発掘

小中高生等の次世代起業家の発掘、育成を目的としたワークショップを複数回実施すること。また、大学生を中心とした次世代起業家層が記者となりスタートアップの経営者や社員等取材し、魅力や働く意義をまとめた WEB メディアによる情報発信を実施する等、次世代起業家層発掘のためのプログラムを実施すること。

(4) 最終成果発表会の開催

本プログラム期間中に、上記(1)、(2)で採択された企業等を中心に最終成果発表会を仙台市内で開催すること。

仙台市内での実施にあたっては、企画、登壇者の確保、広報、カメラマンの手配、集客、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。会場設営（音響・照明等含む）・会場手配・配信にかかる経費は提案に含めなくてよい。

実施時期：令和6年3月頃

実施内容：東北・全国で活躍する起業家や支援者等によるパネルディスカッション、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

実施場所：委託者が指定する場所

(5) フォローアップ、委託者が実施するその他の起業支援業務との連携

平成29年度から平成30年度の「東北ソーシャル・イノベーション・ネットワークハブ構築事業」、令和元年度から令和3年度の「ソーシャルイノベーター育成・支援事業」及び令和4年度の「ソーシャル・インパクト加速化事業」にて実施した個別集中支援プログラムの受講生に対して、それぞれのニーズに応じて適切な支援（集合研修及びメンタリング等）を提供すること。

なお、フォローアップの実施にあたっては、前年度のソーシャル・インパクト加速化事業の受託者と連携し、支援方針を共有のうえ、継続的なフォローアップができるよう努めること。

より効果的な実施のため、委託者が実施するその他の起業支援業務との連携協力を行うこと。

(6) 情報発信・広報

東北の社会起業家のエコシステムの構築に向け、メディア等との連携により本プログラムの実施状況等を逐次情報発信し、潜在起業家層の発掘・拡大及び東北の社会起業家の認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること（再委託も可とする）。

(7) 実施拠点

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。

なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市内の拠点に加え首都圏等に拠点を設けることも差し支えない。

(8) アンケート等の実施および、ソーシャル・インパクトレポートの作成

本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすよ

うに取り組むこと。

また、過去の事業を含め、スタートアップの成果を可視化したレポートを発行し、若者やスタートアップへの関心層へ情報発信すること。

レポート内容については、委託者と相談の上、より分かりやすいものとする。

(9) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(8)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容、社会起業家支援の方策、東北の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ）。

(10) その他

ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

4 委託料

委託料の上限額 22,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。